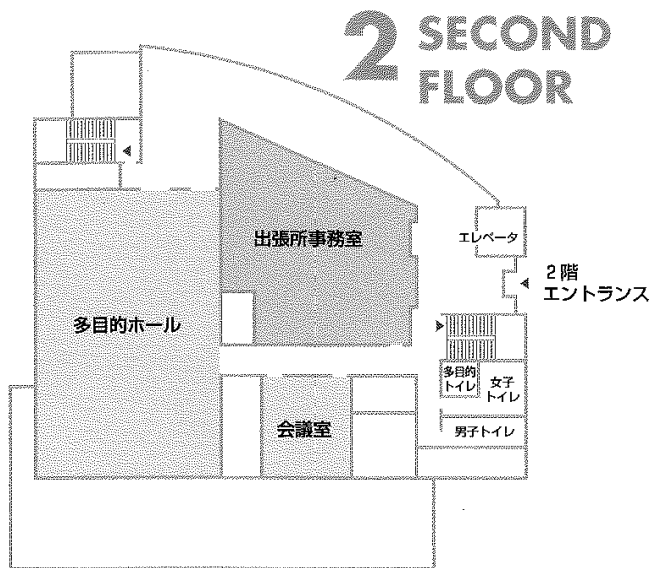


ふじみ野市サービスセンターホール

多目的ホール・会議室 利用案内



ふじみ野市サービスセンター

〒356-0006

ふじみ野市霞ヶ丘一丁目2番7号

電話 049-261-0353

FAX 049-261-0785

【多目的ホール、会議室の利用時間、休館日】

《利用時間》 午前9時～午後9時30分

《休館日》 12月28日から1月4日まで

*土曜日・祝日、夜間など出張所の窓口受付時間外の建物への入場は、利用時間の30分前から可能となります。入口は2階エントランスのみご利用いただけます。
ただし、利用時間前に各部屋を使用することはできません。

【受付窓口（出張所）】

《窓口受付時間》 日曜日から金曜日 午前8時30分～午後5時15分

《休業日》 土曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

★多目的ホール 約250㎡（うち客席として使用できる面積：197㎡）

椅子240 机48 固定ステージ（240×480）

事前申請が必要なもの：ピアノ・プロジェクター・マイク・横断幕用枠（64×366）

講演会、各種発表会（カラオケやバンド演奏を除く）、展示会、研修会等に利用できます。

★会議室 約36㎡ 椅子30 机8

各種会議、研修会等に利用できます。

【利用申込みについて】

- * 利用日の6か月前に当たる月の初日から利用日の3日前までに申込みができます。
- * 出張所の受付窓口で使用料を添えて申し込んでください。（電話での申込み・予約はできません。）
- * 手続きは、日曜日から金曜日（祝日・休日を除く）の午前8時30分～午後5時15分をお願いします。
- * 公共施設予約システムで仮予約した場合は、予約日から7日以内に出張所窓口で本予約の手続きを行ってください。（システム予約から7日を経過すると仮予約は取り消されます。）
- * 受付開始時点（午前8時30分）で申込者が多数あるときは、申請の順位は抽選で決定いたします。
- * 継続して利用できる期間は、5日間までとします。
- * 利用日を変更する場合は、許可を受けた利用日又は変更しようとする利用日のいずれか早い利用日の7日前までに利用変更許可申請書を提出してください。（変更は、1許可につき1回までです。）
- * 利用日等の変更によって、使用料に差額が生じた場合は、増額のときは徴収し、減額のときは返却できませんのでご注意ください。
- * キャンセルされる場合、お支払いいただいた使用料は還付できません。ただし、利用日の1か月前までに届出をされたときは、納入額の半額を口座振込みで還付いたします。
※当日に利用されない場合も、必ずご連絡をお願いします。

【利用上の注意】

- * 各利用時間には、準備・片付け、関係者の入場・退場まですべての時間を含みます。十分余裕を持って計画し、入・退出の時間は必ず守ってください。
- * 利用許可を受けていない会場への立ち入りはできません。
- * この施設は周辺道路等も含めてすべて禁煙です。また、火気類（電磁調理機器類等含む）の使用・持ち込みも禁止です。
- * 職務上、会場内に職員が立ち入ることがあります。
- * 利用中の災害・盗難等の事故による補償はいたしません。
- * コピー及びファクシミリサービスはありません。
- * 案内表示は、指定の案内板を使用し、使用施設の入口に置いてください。
- * 壁・床等の保護のため、張り紙等をご遠慮ください。
- * ご利用の際に出たゴミは、必ず持ち帰ってください（ゴミ箱はありません。）
- * 構造上、カラオケやバンド演奏など、大きな音を伴う催しものについては利用できません。
- * 会議室では、音響機器は使用できません。また、防音上必要な制限をさせていただくことがあります。
- * 社交ダンスを行うときは、床を保護するために必ず靴にヒールカバーをつけてください。
- * プロジェクター、DVDプレーヤーを使用する場合は、利用申請時に必ず申し出てください。利用当日の操作は専門の者が行います。
- * 使用した備品は、必ず元の場所へ収納してください。なお、特別指示された場合にはその指示に従ってください。
- * 施設内にある備品は、許可なく施設外に出さないでください。
- * 建物や備品を壊したり、傷つけたり、紛失したときは、速やかに出張所窓口まで連絡してください。修理や設置に要する費用は、利用申請者の負担となります。
- * 駐車場・駐輪場は通常料金でご利用ください。

*利用開始前に「チェックリスト」を提出し、利用が終わったときは、必ず責任者が点検を行い、「利用報告書」を提出してください。

☆ふじみ野市民の大切な財産です。丁寧にご利用ください。

☆その他出張所職員の指示があったときは、その指示に従ってください。

☆サービスセンターは、災害時には帰宅困難者受け入れの施設に指定されてるため、災害発生時や社会情勢によっては利用許可を取り消す場合があります。

使用料について

施設基本使用料

(単位：円)

利用区分		午前 9:00~12:00	午後 13:00~17:00	夜間 18:00~21:30	全日 9:00~21:30
多目的 ホール	平日	5,000	7,000	10,000	20,000
	土・日・祝	6,000	9,000	12,000	24,000
会議室		1,000	1,500	2,000	4,000

備考

- 「平日」とは月曜日から金曜日までの日のうち休日を除く日をいい、「祝日」とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 複数の利用区分にわたって利用する場合の各利用区分の中間時間の使用料は、徴収しない。
- 当日の準備又は練習のためのセンターホールを利用する場合の使用料は、該当利用区分の使用料の100分の70に相当する額とする。
- 市外居住者が利用し、又は市民以外の者を主たる対象として利用する場合の使用料は、当該区分の使用料の額に100分の100を乗じて得た額を加算した額とする。
- 入場料金その他にこれに類する料金（以下「入場料金」という。）を徴収する場合の使用料は、当該区分の使用料の額に次に掲げる率を乗じて得た額を加算した額とする。
 - 入場料金が1,000円未満のとき 100分の50
 - 入場料金が1,000以上るとき 100分の100
- センターホールを営利又は宣伝等に類する行為を目的として利用する場合の使用料は、当該区分の使用料の額に100分の150を乗じて得た額を加算した額とする。
- センターホールを飲食の伴う会合等で利用する場合の使用料は、当該区分の使用料の額に100分の50を乗じて得た額を加算した額とする。
- 時間延長をした場合の1時間当たりの使用料は、当該区分の使用料（当該区分の使用料の額に加算した額を含む。）の1時間当たりの100分の130に相当する額とする。ただし、当該延長は、1時間を限度とし、1時間未満は、これを1時間とする。（時間延長は特別な場合に限る）

